議会　　　議長　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　４年　月　日

請願者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　紹介議員

物価高騰に伴う悪徳商法や便乗値上げを許さぬ対応を

請願趣旨

　厳しい物価高がはじまりました。これはウクライナ戦争だけでなく以前からも物価高が続いてもいました。そしてウクライナ戦争を契機とした激しい物価高騰です。総務省の「消費者物価指数」をみても２０００年から２０２２年４月までで、食料品は１２．７%、光熱水費は１８．９%、エネルギーは２３．８％の値上げでなっています。今後、さらに強まると考えられます。

この間、「ネットの情報商材トラブル」や「高齢者をターゲットにする悪質商法」もありましたが、「物価高つけ込む便乗値上げ」も考えられます。消費生活を守るためにも、激しい物価高騰を抑えるとともに、悪質商法や便乗値上げを許さない取り組みの強化がさらに求められています。

国は、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる」ように各自治体・消費生活センターと共に、今まで以上の対策が求められています。つきましては下記の項目の意見書の提出を請願します。

請願項目  
1.　　消費生活における地域・自治体の相談体制・ホットラインを今まで以上に強化し

　　てください。そのため消費生活相談員などの増員強化などの必要な財政支援を求

めます。

２.　高齢者や若者をターゲットにする悪質商法による被害が強まっています。地域の「見守り活動」もはじまりましが、公的援助が必要です。

３.　特に物価高を口実にする「便乗値上げ」や「品物不足などの風評被害」を極力やめさせる監視・是正などの公的対応を求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を国に提出しますように請願いたします。

**提出先**

内閣総理大臣　厚生労働大臣　総務大臣　消費者庁長官